

別紙 1

山口県介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）実施要綱

1 事業の目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、

- ・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品

などの購入費用等に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、山口県とする。

3 事業の内容

補助対象、補助額及び対象経費等の詳細は、別添 1 のとおり。

（1）対象事業所等

令和 7 年 1 2 月 1 2 日時点で介護事業所等として指定等を受け、介護報酬等で運営されている別添 1 に規定する事業所等であって、次の各号のいずれにも該当する事業所等とする。

ア 県内に所在地を有すること。

イ 事業活動を行っており、今後も事業継続意思があること。ただし、令和 7 年 1 2 月 1 2 日時点で休業中であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象とする。

（2）補助額

事業所・施設ごとに、別添 1 に規定する基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（3）対象経費等

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護

サービスを継続するために必要な費用（※１）の一部を補助する事業。

（例）

※１○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

- ① 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
- ② ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

○ 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

- ③ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- ④ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用（※２）の一部を補助する事業。

（例）

※２○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

- ① 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- ② ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ③ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- ④ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- ⑤ その他災害への備えとして必要と認められる経費

4 留意事項

- （１）補助額については、別添１のとおりとし、予算の範囲内で県が補助する。
- （２）知事が別に定める日までに事業を完了すること。
- （３）補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた対象事業所等が、補助の要件を満たさない事実が明らかとなった場合や、偽りその他不正行為によって補助を受けたことが判明した場合、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還させることができる。なお、複数の介護事業所等を有する事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該介護事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施することとする。

(4) 補助の申請手続

ア 経費の補助を受けようとする介護事業所等の事業者は、知事に対してその旨の申請を行う。

イ 複数の介護事業所等を有する事業者については、県内に所在する介護事業所等について、一括して申請することができる。

(5) 県の事務

知事は、介護事業所等の事業者からの申請に基づき、補助の対象となる介護事業所等であるかの確認を行い、補助額を決定する。

(6) 様式の取扱い

様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

ア 別紙様式は、原則として、変更を加えないこと。

イ 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料については、介護事業所等の事業者等において適切に保管するとともに、県からの求めがあった場合に事業者等が速やかに提出することを要件とするが、届出時に全ての事業者等から一律に添付を求めることはしない。

ウ 別紙様式について押印は要しないこと。

(7) 支払について

補助額の介護事業所等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。

その際、振込先口座は、交付申請時に介護事業所等の事業者から申出のあった口座とする。

ただし、民間事業者による介護報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所が、山口県国民健康保険団体連合会に介護給付費等の振込先口座として登録している口座は不可とする。

(8) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課と協議の上、決定する。

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

補助対象事業所・施設			(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（※1）			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	200	/事業所
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	訪問入浴介護事業所		200	/事業所
6	訪問看護事業所		200	/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200	/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200	/事業所
12	特定施設入居者生活介護		200	/事業所
13	福祉用具貸与事業所		200	/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200	/事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200	/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200	/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200	/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護		200	/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
22	居宅介護支援事業所		200	/事業所
23	介護老人福祉施設		6	/定員
24	介護老人保健施設		6	/定員
25	介護医療院		6	/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6	/定員
27	短期入所生活介護事業所		6	/定員
28	養護老人ホーム		6	/定員
29	軽費老人ホーム		6	/定員
対象経費の例（※2）			【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ① 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 ② ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ボンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ③ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 ④ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーベット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】 ① 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ② ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ③ 衛生用品、医療用品等の購入等経費 ④ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 ⑤ その他災害への備えとして必要と認められる経費
補助額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を補助対象とする。 ・1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。ただし、知事が別に認める場合は、この限りではない。 ・上記ただし書きの規定により再度補助を行う場合においても、補助額の通算額は、基準単価を超えない範囲とする。	

※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

事業所・施設等について、令和7年12月12日時点で指定等を受けていること。ただし、令和7年12月12日時点で休業中であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象とする。

各介護予防サービスは補助対象に含まない。

介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 対象経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、個々の事情を勘案し、本補助金の目的に則した支出であれば、幅広く対象として差し支えない。